

2. 手当と年金

(1) 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が、一定期間、掛金を拠出することによって、保護者が死亡または重度障がいの状態になったときに、のこされた心身障がい者に終身年金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。

窓 口	保健福祉課 障がい福祉係		
加入資格	知的障がい者、身体障がい者 手帳 1 級～3 級、精神障がい者及びこれと同程度の心身障がい者を保護する人で、加入時の年齢が 65 歳未満の人 (注) 加入後、年齢が 65 歳以上となっても資格があります。		
掛 金 額	4 月 1 日現在の年齢		掛金額 (1 口まで追加できる) ※平成 20 年 4 月 1 日加入～
	35 歳未満		月 額 9,300 円
	35 歳以上 40 歳未満		11,400 円
	40 歳以上 45 歳未満		14,300 円
	45 歳以上 50 歳未満		17,300 円
	50 歳以上 55 歳未満		18,800 円
	55 歳以上 60 歳未満		20,700 円
	60 歳以上 65 歳未満		23,300 円
	※ 掛金月額、加入時または付加時の年齢で固定されます。		
掛金の減免	課税状況	県	町
	生活保護世帯	4.5/10	4.5/10
	町民税非課税世帯	3/10	3/10
	町民税課税世帯	0	0
掛金の免除	65 歳に達し、かつ 20 年以上継続して加入した人は、掛金免除。		
年金の支給	保護者の死亡・重度障がいになったとき 月額 20,000 円 (2 口加入者 40,000 円)		
弔慰金の支給 [心身障がい者の死亡時]	加入	1 年以上 5 年未満	50,000 円
		5 年以上 20 年未満	125,000 円
		20 年以上	250,000 円
	(2 口加入者はそれぞれ倍額支給されます)		
脱退一時金	加入	5 年以上 10 年未満	75,000 円
		10 年以上 20 年未満	125,000 円
		20 年以上	250,000 円
	(2 口加入者はそれぞれ倍額支給されます)		

区 分	該当する人	支給額	支給月
(2) 特別児童扶養手当	○20歳未満で、精神又は身体に次のいずれかに該当する障がいを持っている児童を監護している保護者。 1.両眼の視力の和が0.08以下のもの 2.両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3.上肢の機能に著しい障がいを有するもの 4.下肢の機能に著しい障がいを有するもの 5.上記のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 6.精神の障がいで、上記と同程度以上のもの	1 級 月額 58,450 円 2 級 月額 38,930 円	4 月, 8 月, 11 月 (年 3 回)
(3) 児童扶養手当	○次のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）について、母（父）がその児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。 1.父母が婚姻を解消した児童 2.母（父）が死亡した児童 3.母（父）が一定程度の重度の障がいの状態にある児童 4.母（父）の生死が明らかでない児童 5.その他（母（父）が1年以上遺棄している児童、母（父）が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童等）	第1子 48,050 円 第2子以降 11,350 円 所得額に応じて、 手当の一部又は 全部が支給停止に なる場合があります。	4 月, 8 月, 12 月 (年 3 回)
(4) 障がい児福祉手当	○20歳未満の在宅の人 ・身体障がい者手帳 1 級又は 2 級程度の障がいがある人。 ・重度の精神障がい、知的障がいがある人。 ・上記のものと同程度以上の状態にある人。	月額 16,560 円	5 月, 8 月, 11 月, 2 月 (年 4 回)
(5) 特別障がい者手当	○20歳以上の在宅の人 ・身体障がい者手帳 1 級又は 2 級程度の障がいがある人又は重度の精神障がい、知的障がいと重複している人。 ・重度の身体障がい、精神障がい、知的障がいがあり、長期にわたり絶対安静や介護が必要な人。 ・上記のものと同程度以上の状態にある人。	月額 30,450 円	5 月, 8 月, 11 月, 2 月 (年 4 回)
(6) 障がい基礎年金	○20歳以上の人 ・65歳までに年金の障がい等級に該当する程度の障がいの状態になった人。	1 級 年額 1,059,125 円 2 級 年額 847,300 円 (子の加算有)	2 月, 4 月, 6 月, 8 月, 10 月, 12 月 (年 6 回)
(7) 介護手当	○ねたきり老人等と起居をともにし、その介護にあたっている方又はこれに準ずる方。	月額 5,000 円	9 月, 3 月 (年 2 回)

※印の用紙は窓口に備え付けてあります。

申請に必要なもの	備考	窓 口
※ 特別児童扶養手当認定請求書 ※ 所定の診断書 ○ 戸籍謄本 ○ 住民票謄本 ○ 身体障がい者手帳又は療育手帳（所持していない方は不要） ○ 通帳 ○ 印鑑	・所得制限があります。 ・対象児童が障がい事由とする公的年金を受給できる人は受給できません。 ・対象児童が施設に入所している場合は受給できません。	保健福祉課 児童福祉係
※ 児童扶養手当認定請求書 ※ 所定の診断書（事由が障がいによる場合） ○ 戸籍謄本 ○ 住民票謄本 ○ 年金証書 ○ 通帳 ○ 印鑑 他	・所得制限があります。 ・申請者が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給できる場合、又は児童が父に支給される公的年金の額の加算対象となっている場合は手当ては受給できません。 ・対象児童が施設に入所している場合は受給できません。	保健福祉課 児童福祉係
※ 所定の認定請求書 ※ 所定の所得状況届 ※ 所定の診断書 ○ （年金受給者等）受給証明書等の写し ○ （上記の場合）通帳写し ○ 印鑑 ○ 身体障がい者手帳又は療育手帳 ○ 通帳（本人口座） ○ マイナンバー通知カード又は個人番号カード	・障がい年金等を受給している人は受給できません。 ・所得制限があります。 ・施設入所者は受給できません。 ・聴覚障がい者で運転免許を取得している人は受給できません。	保健福祉課 障がい福祉係
	・所得制限があります。 ・施設入所者は受給できません。 ・病院に３ヶ月を超えて入院している人は受給できません。	保健福祉課 障がい福祉係
※ 障がい基礎年金裁定請求書 ※ 診断書 ※ 病歴状況申立書 ○ 年金手帳 ○ 住民票 ○ 本人名義の銀行通帳 ○ 印鑑 ○ 戸籍謄本 ○ 所得証明（一部省略可）	・２０歳前の傷病による障がい基礎年金には、受給権者の所得による制限があります。 ・保険料の滞納があると受給できない場合があります。	住民環境課 年金係
※ 支給申請書 ○ 介護保険証の写し ○ 在宅寝たきり老人等との関係が確認できる書類	○ねたきり老人：町内に１年以上住所を有し要介護４及び５の認定を受けかつ、在宅において介護を受けている者 ○重度障がい者：町内に１年以上住所を有する６５歳未満の者で常時介護を必要とする状態が６月以上続いている者。（町長が必要と認めた者）	保健福祉課 介護福祉係